

議案第 7 号

市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（その 2）に
関する協定について

市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（その 2）に関する協定
について、次のとおり締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 件 名 | 市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託
（その 2）に関する協定 |
| 2 | 施 工 場 所 | 市川市真間 2 丁目 26 番 1 号外 1 箇所 |
| 3 | 協 定 金 額 | 689,700,000 円 |
| 4 | 協 定 方 法 | 随意契約 |
| 5 | 協定相手方 | 千葉県千葉市美浜区磯辺 8 丁目 24 番 1 号
公益財団法人千葉県下水道公社
理事長 早川 徹 |
| 6 | 協 定 概 要 | 市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（そ
の 2）の円滑かつ安全な施工のため、公益財団法人千葉県
下水道公社と協定を締結し、同工事を委託するもの。 |

理 由

既定予算に基づく市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（その 2）について、公益財団法人千葉県下水道公社との間に「市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（その 2）に関する協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 7 号の参考

市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事委託（その 2）に関する協定（案）

市川市（以下「委託者」という。）と、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「受託者」という。）とは、市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事（その 2）に関し、次のとおり協定を締結する。
（この協定の目的）

第 1 条 この協定は、市川市公共下水道施設の整備に関し、委託者が事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第 2 条 委託者は、受託者に対し、市川市真間ポンプ場他 1 施設長寿命化改修工事（その 2）（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその内容は、別記のとおりとする。

（土地の取得等）

第 3 条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、委託者が行う。

（行政上の手続き）

第 4 条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続きは、委託者が行い、受託者はこれに協力するものとする。

（建設工事の施行）

第 5 条 建設工事は、委託者と受託者が協議し、相互に確認した設計書により、受託者が定める公益財団法人千葉県下水道公社財務規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

2 受託者が建設工事の途中において前項の設計書を変更する必要があると認めたときは、その都度委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（完成期限）

第 6 条 建設工事の完成期限は、平成 31 年 3 月 31 日とする。

（費用）

第 7 条 建設工事に要する費用は、金 689,700,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 58,632,659 円）とする。

2 賃金又は物価の変動等により前項の金額では建設工事を完成することが困難であると認められるときは、委託者と受託者が協議して、同項の金額を変更し、又は第 2 条第 2 項の建設工事の委託の対象若しくはその内容を変更するため、この協定を変更するものとする。

（費用の支払）

第 8 条 委託者は、次の各号に定めるところにより、建設工事の施行に要する費用を受託者に支払うものとする。

一 前条第 1 項の費用にかかる資金支出計画については、受託者が委託者と協議してこれを定め、所要金額及び支払時期を決定するものとする。

二 委託者は、前号の資金支出計画に基づき、受託者の請求により、所要金額を受託者に支払うものとする。

三 委託者は、前条第1項の費用を、業務の進捗状況により、受託者から請求があった場合、分割して所要金額を受託者に支払うものとする。分割する額、支払時期及び支払方法については、委託者と受託者が協議して定める。

(業務主任技術者)

第9条 受託者は、建設工事の履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行うもの。）を定め、委託者に通知するものとする。

(建設工事等の執行)

第10条 受託者は、建設工事等の実施にあたっては、受託者の内部規程等に沿って円滑、適正に行われるよう努めなければならない。

(苦情等の処理)

第11条 建設工事の施行に伴う苦情等については、主に委託者が処理するものとし、受託者はこれに協力するものとする。

(未完成の場合の措置)

第12条 受託者は、建設工事が第6条の完成期限内に完成し難いと認められるときは、速やかに委託者と協議するものとする。

(施設等の引渡し等)

第13条 受託者は、建設工事の全部又は一部が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、完成認定を行うものとする。

2 受託者は、前項の完成認定を受けたときは、引継書を委託者に提出し、当該施設を委託者に引渡すものとする。

3 受託者は、委託者に引渡しした施設を建設工事のため使用する必要があるときは、必要とする施設の名称及び使用する期間を委託者に通知し、当該施設を使用することができるものとする。

(かし担保請求権の引渡し)

第14条 受託者は、前条の引渡しを行おうとするときは、請負業者等に有するかし担保請求権を合わせて、委託者に引渡すものとする。

2 前項の引渡し後、委託者は、遅滞なくかし担保請求権に係る引受書を受託者に送付するものとする。

(費用の精算)

第15条 受託者は、建設工事が完成したときは、速やかに費用の精算を行うものとする。

2 工期が2年以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において年度終了報告を行うものとする。

3 精算の結果生じた納入済額と精算額との差額は、委託者に還付するものとする。

(報告等)

第16条 受託者は、建設工事の施行に関し、受託者が建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに委託者にその概要を通知するものとする。

2 委託者は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に報告を求めることができるものとする。

(損害の負担)

第17条 建設工事の施行に伴う損害で、受託者の責めに帰すべき原因によるものは受託者が、天災その他の原因によるものは委託者が、それぞれ負担するものとする。

(秘密の保持等)

第18条 受託者は、建設工事の施行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。建設工事を完成した後も同様とする。

(検査への協力)

第19条 受託者は、建設工事にかかる国の会計検査が実施されるときは、委託者に協力して補助するものとする。

(相互協力)

第20条 委託者及び受託者は、円滑、適正に工事が進められるよう、必要に応じて協議、調整し、相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第21条 この協定は、第8条、第15条に基づく委託者の受託者に対する支払い及び受託者の委託者に対する精算が終了するまで、また第19条については検査が終了する日まで効力を有する。

(その他)

第22条 この協定に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者および受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成28年 月 日

委託者 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市
代表者 市長 大久保 博

受託者 千葉県千葉市美浜区磯辺8丁目24番1号
公益財団法人千葉県下水道公社
理事長 早川 徹

(別 記)

建設工事の委託の対象及びその内容

1. 建設工事の対象

ポンプ場

- (1) 名 称 真間ポンプ場、菅野ポンプ場
- (2) 位 置 市川市真間2丁目26番1号、東菅野2丁目23番10号
- (3) 排 除 方 式 合流式
- (4) ポンプ能力 真間ポンプ場
雨水 276.0 m³ (92.0 m³/分・台)
汚水 22.0 m³ (11.0 m³/分・台) ※3台のうち1台予備
菅野ポンプ場
雨水 500.0 m³ (125.0 m³/分・台)
汚水 22.0 m³ (11.0 m³/分・台) ※水処理施設送水分
40.0 m³ (20.0 m³/分・台) ※高速ろ過施設送水分

2. 建設工事委託の内容

下記の建設工事施行に係る設計図書の作成、発注、監督管理、検査、精算報告までの業務

工事内容	種別	数量	備考
真間ポンプ場	No.2 雨水ポンプ用エンジン (更新)	1 基	
	プラント機械設備工事	1 式	
	プラント電気設備工事	1 式	
菅野ポンプ場	No.2 雨水ポンプ用エンジン (更新)	1 基	
	No.3 雨水ポンプ用エンジン (更新)	1 基	
	No.3 汚水ポンプ (更新)	1 基	
	プラント機械設備工事	1 式	
	プラント電気設備工事	1 式	

(注) 第3条の「損失補償」には、建設工事の施行に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合の当該損害に対する補償も含まれる。



議案第7号の参考図2

